

# 投資顧問契約書

(この書面は、金融商品取引法第37条の4の規定によりお客様にお渡りする書面と「契約締結時の書面」と投資顧問契約書を兼用しています。)

この書面を良くお読みください

登録番号 近畿財務局長（金商）第63号

株式会社 エフピーアイ

## 契約締結時の書面(インターネット会員)

(この書面は、金融商品取引法第37条の4の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

様(以下「甲」という)と株式会社エフピーアイ(以下「乙」という)は次の通り契約を締結した。契約書を2通作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

### 第1条 投資顧問契約の内容

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

### 第2条 提供する投資助言の内容および方法

1. 金融商品取引法第2条第1項に定める有価証券及び、第20項に定めるデリバティブ取引の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、助言を行います。
2. 契約期間中、インターネット上で乙が提供する会員専用の投資情報サービスを受けることができる他、電子媒体等の方法により、売買の助言及を行い、会員の手持ち銘柄の相談にも応じる。

### 第3条 (分析者/投資判断者)

藤ノ井俊樹 本田政規 君塚聡子 大野芳政 窪田勲

### 第4条 (助言者)

藤ノ井俊樹 本田政規 君塚聡子 大野芳政 窪田勲

### 第5条 (報酬の額及び支払いの時期)

- ① 甲は乙に対して、会費として、1ヶ月契約 10500 円、6ヶ月契約 63000 円、1年契約 105000 円を本契約締結時に支払う。

### 第6条 (顧客の債権の優先弁済権)

甲は、本契約により生じた債権に関し、乙が供託している営業保証金から、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

### 第7条 (秘密の保持)

- ① 乙は、本契約に関して知り得た甲の資産状況及びその他個人の事情について、秘密を厳守するものとする。
- ② 甲は、乙の提供する情報の内容を第三者に漏洩し、又は乙の承諾なくして、第三者と共同して利用してはならない。

### 第8条 (運用の責任)

- ① 資産運用は、甲が自己の責任において行うものであり、乙の助言及び指導は甲を拘束するものではなく、その結果、甲に損害が生じたとしても乙はその責任を負わない。
- ② 乙の責に帰することのできない事由により、乙が本契約を履行できなかった場合における損害について、乙はその責任を負わない。

#### 第9条（損失補填の禁止）

乙は甲に対し、直接的であるか又は間接的であるかを問わず、資産運用の結果生じた損失の補填や特別の利益の提供は行わないものとする。

#### 第10条（契約期間）

本契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれか一方から他方に対し、契約終了の申し出がない限り、本契約は同条件で自動延長するものとし、その後も同様とする。

#### 第11条（届出事項の変更）

- ① 甲が乙に届け出た氏名、住所、連絡先等に変更があった場合は、遅滞なく乙あてに届け出るものとする。
- ② 前項の届出がないため、又は乙の責によらないで乙からの通知又は送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに甲に到着したものとみなす。

#### 第12条（契約の解除について）

**（1）この契約では、クーリング・オフが適用され、その取扱いは以下のとおりとする。**

- ① 甲は、本契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができる。
- ② 契約の解除日は、甲がその書面を発した日とする。
- ③ 契約の解除に伴う報酬の払戻しは、次のとおりとする。

- ・ 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をいただきます。
- ・ 投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をいただきます。

この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

（2）クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

- ① クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面による意思表示で契約を解除できる。

契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額をいただきます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。

#### 第13条（乙への連絡方法）

本店： 06-4706-7778 東京営業所： 03-3523-3113 メールアドレス： info@fpeye.co.jp

#### 第14条（協議）

本契約に定めのない事項については、関係法規及び習慣に従い、甲及び乙は誠意を持って協議するものとする。

#### 第15条（管轄裁判所）

本契約に起因する紛争について訴訟を提起する必要がある場合は、乙の所轄地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

#### 一禁止事項一

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
  - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
    - ・ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
    - ・ 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
  - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

契約年月日 年 月 日

(甲) 住所

商号又は氏名

(乙) 商号 株式会社 エフピーアイ

住所 本店〒541-0041 大阪市中央区北浜2丁目6-6

T E L 06-4706-7778

東京営業所 〒104-0032 東京都中央区八丁堀四丁目10-6 T K ヤマダビル3F

T E L 03-3523-3113